

「東京都建築物バリアフリー条例に基づく認定の取扱方針」

工事種別	既存(用途変更等)		新築・増築
緩和の対象となる用途	高齢者分野	・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・複合型サービス(看護小規模) ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム	障害者分野 ・生活介護 ・短期入所 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助(障害者グループホーム) 子供分野 ・養護児童グループホーム ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) 保育所等 ・保育所 ・認定こども園 ・認証保育所 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・企業主導型保育事業
	障害者分野	・生活介護 ・短期入所 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助(障害者グループホーム)	
	子供分野	・養護児童グループホーム ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) 保育所等 ・保育所 ・認定こども園 ・認証保育所 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・企業主導型保育事業	
緩和の対象となる階数	避難階と直上階	階数制限なし ※乗用エレベーター設置や防火管理者の選任等、条件あり	避難階と直上階
緩和の対象となる床面積	200㎡未満 ※「保育所等」は面積の制限なし		
緩和の対象となる整備事項	高齢者分野 ・出入口、傾斜路、エレベーターの寸法等 ・階段(幅、けあげ・踏面)、廊下の寸法 ・便所に設けるベビーチェア等 ・浴室等の出入口の幅等 障害者分野 ・傾斜路、エレベーター ・階段(幅、けあげ・踏面)、廊下の寸法 ・車いす使用者用便所、ベビーチェア等 ・浴室等の出入口幅等 子供分野		・傾斜路 ・エレベーター ・オストメイト対応設備

認定条件

※高齢者分野 : 特定の者が利用する施設かつ職員が適切に介助できること

※障害者・子供分野 : 上下階の移動が困難な者が利用しないこと

※子供(保育所等) : 特定の児童が利用する施設かつ職員が適切に介助できること

■ 制 定 : 平成 28 年 6 月 15 日

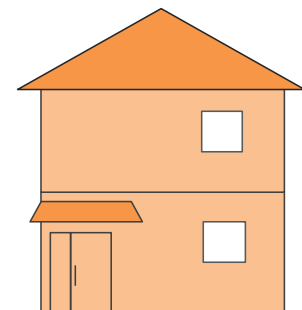
■ 改 定 : 平成 30 年 5 月 1 日

■ お問い合わせ先 : 八王子市 まちなみ整備部 建築指導課 建築許認可担当 電話 042-620-7264

既存建築物の活用のイメージ

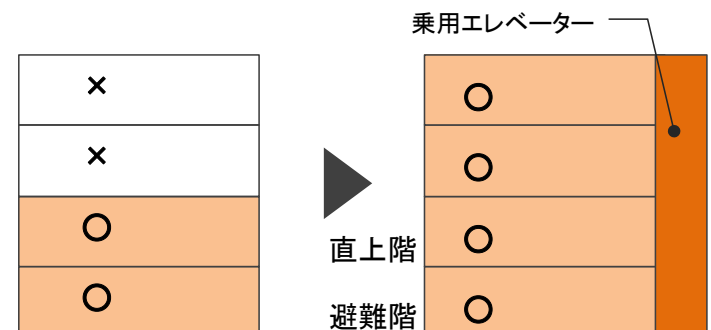
(緩和の対象となる床面積: 200 ㎡未満)※「保育所等」は面積の制限はなし

《戸建住宅の活用》



緩和に伴い、既存の戸建住宅の活用が可能になります。

《テナントビルの活用》



検査済証を取得したエレベーター等が設置されているビルで、防火管理者の選任、消防用設備等の維持管理を適正に行うことにより、階数の制限がなくなります。また、緩和に伴い、既存のビルの活用が可能になります。



☆緩和内容

※保育所等: 既存(用途変更)の場合、2歳児以下の限定施設については、すべての内容が緩和の対象



エレベーター

- ・高齢者分野の出入口寸法緩和
- ・障害者・子供分野の施設における設置緩和



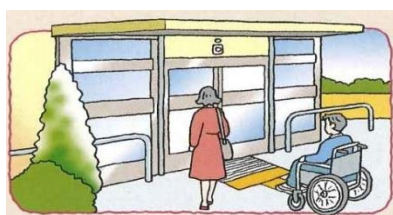
傾斜路

- ・高齢者分野の出入口寸法及び勾配緩和
- ・障害者・子供分野の施設における設置緩和



便所

- ・高齢者分野の緩和なし
- ・障害者・子供分野の施設における設置緩和



出入口

- ・全ての分野において、出入口寸法緩和



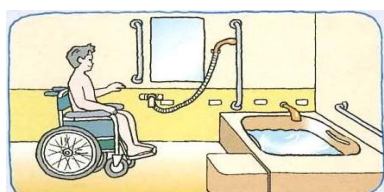
廊下

- ・全ての分野において、廊下寸法緩和



階段

- ・全ての分野において、階段寸法緩和



浴室

- ・全ての分野において、出入口寸法及び空間

の緩和

高齢者分野

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・複合型サービス(看護小規模)
- ・軽費老人ホーム 有料老人ホーム

子供分野

- ・養護児童グループホーム
- ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

障害者分野

- ・生活介護
- ・短期入所
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助(障害者グループホーム)
- ・保育所
- ・認定こども園
- ・認証保育所
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・企業主導型保育事業